

都心～ウォーターフロント間における連節バス等運行に関する協議会 設置要綱

令和元年 7 月 26 日
都市局長決定

(目的)

第 1 条 都心～ウォーターフロント間における連節バス等の運行について、回遊性や都市魅力の向上に資するような運行計画の策定および持続的な事業となるための利用促進策や支援策等の検討・協議・調整を行うにあたり、専門的な見地及びまちづくりの観点から意見を求めることを目的に「都心～ウォーターフロント間における連節バス等運行に関する協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成員)

第 2 条 協議会は、次に掲げる委員及びオブザーバーをもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 国土交通省神戸運輸監理部
- (3) 関係交通事業者
- (4) 沿線団体
- (5) 庁内関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、特に必要と認められる者

(事務局)

第 3 条 協議会の事務局は、神戸市都市局計画部公共交通課及び神姫バス株式会社バス事業部計画課に置く。

(会長の指名等)

第 4 条 都市局長が指名する会長を置く。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 都市局長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(協議会の開催)

第 5 条 協議会の開催は、都市局長が招集するものとする。

(協議会の公開)

第 6 条 協議会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、都市局長が公開しないと決めたときは、この限りではない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）第 10 条 4 号に該当するとみとめられる

情報について、意見交換を行う場合

- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）を適用する。

（協議会の庶務）

第 7 条 協議会の庶務は、神戸市都市局計画部公共交通課において行う。

（要綱の変更、疑義等）

第 8 条 本設置要綱の改廃、変更、その他必要な事項は都市局長が定めるものとする。

（附則）

この要綱は、令和元年 7 月 26 日より施行する。

神戸市有識者会議傍聴要綱

〔平成25年3月27日〕
市長 決 定

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるものを除くほか、本市が行政運営上の参考とするため、有識者や市民代表等の参集を求め、個々の委員の意見を聴取し、又は意見を交換するために開催する会議であって、同一名称のもとに、同一者に、複数回、継続して参集を求めることを予定しているもの(以下「有識者会議」という。)のうち、公開する会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 会場に傍聴席を設けるものとし、傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

(傍聴章)

第4条 傍聴章は、会議当日所定の時間及び場所で、傍聴受付票に氏名及び連絡先を記入することにより交付する。

2 傍聴章の交付方法は、有識者会議を所管する局室区(以下「局室区」という。)において定める。

3 傍聴章の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り、一般席で傍聴することができる。

(傍聴章の返還)

第5条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第6条 一般席の傍聴人の定員は、局室区において定める。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、局室区の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、有識者会議の会長その他会議の進行をつかさどる者は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。